

○枚方市下水道条例施行規程

平成23年 3 月31日

上下水道規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(代理人選定の届出)

第 2 条 条例第 7 条の規定による代理人を選定したときは、当該使用者は、連署して速やかに代理人選定届（様式第 1 号）により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。

(管理者が定める排水施設)

第 2 条の 2 条例第 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する管理者が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（当該施設を補完する施設を含む。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第 6 条に規定する基準
 - ロ 大腸菌が検出されないこと。
 - ハ 濁度が 2 度以下であること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第 2 号ロ及びハに規定する基準は、管理者が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(平25上下水道規程 3・追加)

(排水設備の接続方法)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔と下流端の管底高に食い違いの生じないようにし、かつ、汚水ますの内壁に突き出さないように

差し入れ、その周囲を漏水のないように仕上げる。ただし、地形上その他の理由によりこれによることが極めて困難な場合は、この限りでない。

(2) 雨水を排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に所要の孔をあけ、内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲を漏水のないように仕上げ、管底から標準15センチメートル以上の深さの泥だめを設け、インバートは作らないものとする。

(3) 排水管の土かぶりは、宅地内では深さ20センチメートル以上、道路内では深さ60センチメートル以上を標準としなければならないこと。

(排水設備の構造基準)

第4条 排水設備は、次に定める構造基準によらなければならない。ただし、管きよ及びますについてこれにより難いと管理者が認めるときは、この限りでない。

(1) 管きよ

イ 勾配

円管内径	100ミリメートル以上	125ミリメートル以上	150ミリメートル以上	200ミリメートル以上
勾配	100分の2以上	100分の1.7以上	100分の1.5以上	100分の1以上

ロ 枝管の内径

枝管の種別	枝管の内径
小便器・手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75ミリメートル以上
大便器接続管	100ミリメートル以上

(2) ます

イ 管きよの起点、屈曲点、集合点及び内径の120倍以内の管長ごと並びに内径、勾配又は種類の異なった管きよの接続箇所に設置すること。

ロ 内径又は内のり幅が15センチメートル以上の円形又は角形とすること。

ハ プラスチック、鉄筋コンクリートその他これらに類する材料で造り、堅固で、かつ、耐久性及び耐震性のあるものとする。

(3) じんかい防止装置

イ 台所、浴室、洗濯場等固形物又は管の流通を妨げるおそれのある流出口には、固形物等の流下を止める有効な目幅をもったストレーナーを設けること。

ロ 暗きよの入口の取入ますには、除じん格子を取り付けること。

- (4) 防臭装置 水洗便所、浴場、洗濯場、流し場等の汚水流出箇所には、容易に検査及び清掃ができる構造のトラップ等の防臭装置を取り付けること。
- (5) 油脂遮断装置 油脂類を含む汚水を排除する箇所には、オイルトラップ等の油脂遮断装置を取り付けること。
- (6) 沈砂装置 土砂等を含む汚水を排除する箇所には、有効な深さを有する泥だめ等の沈砂装置を取り付けること。
- (7) その他の装置 ディスポーザ（生ごみ粉碎機）その他これに類するもの（ディスポーザ排水処理システム（第7条の規定による手続を経て、条例第9条の管理者の確認を受けた排水設備に係るものに限る。）を構成するものを除く。）を使用しないこと。
- （排水設備の接続の特例）

第5条 条例第8条第1項第1号ただし書に規定する管理者が定める場合は、令第6条に定める基準に適合する間接冷却水排水、屋外プール排水その他の汚濁物質と直接接触しない下水（以下「冷却水等」という。）を流入させる場合で雨水管きよの取付管その他の雨水の排水施設に接続させても支障がないと管理者が認めた場合とする。

- 2 条例第8条第1項第1号ただし書の許可の申請は、排水設備接続特例許可申請書（様式第2号）に次の表に掲げる図書を添えて管理者に提出して行わなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1 敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、排水箇所、排水設備その他これらに類するものの位置及び縮尺 2 排水管きよの位置、大きさ、勾配及び延長 3 またすその他の附属設備の位置、大きさ及び区別
縦断面図	土かぶり、地盤高、管底高及び追加距離
水質試験表	

- 3 管理者は、前項の申請について同項の許可をしたときは、排水設備接続特例許可書（様式第3号）を申請者に交付する。この場合において、管理者が必要と認める場合は、条件を付することがある。
- 4 第2項の許可の期間は、3年以内とする。
- 5 前項の期間の満了後、引き続き第2項の許可を受けようとする者は、管理者が別に定める日までに、排水設備接続特例許可申請書を管理者に提出しなければならない。

- 6 管理者は、第1項に定める場合のほか、雨水管きよの取付管その他の雨水の排水施設に接続させても支障がないと特に認める場合は、条例第8条第1項第1号ただし書の許可をすることがある。この場合における同号ただし書の許可の申請手続については、別に定める。

(平25上下水道規程3・平31上下水道規程2・一部改正)

(排水設備の設置義務の免除)

第6条 管理者は、公共下水道以外の公共用水域への下水の排除が特にやむを得ないと認められる場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する許可をすることがある。

(1) 令第6条に定める基準に適合する冷却水等である場合

(2) 下水を公共下水道以外の公共用水域に排除する設備と排水設備を完全に分離した排水系統とし、かつ、当該排水系統が容易に確認できる場合

2 前項の許可の申請は、排水設備設置義務免除許可申請書（様式第4号）に前条第2項の表に掲げる図書を添えて管理者に提出して行わなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

3 管理者は、前項の申請について許可をしたときは、排水設備設置義務免除許可書（様式第5号）を申請者に交付する。この場合において、管理者が必要と認める場合は、条件を付することがある。

4 第1項の許可の期間は、3年以内とする。

5 前項の期間の満了後、引き続き第1項の許可を受けようとする者は、管理者が別に定める日までに、排水設備設置義務免除許可申請書を管理者に提出しなければならない。

6 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 許可を受けた者が第3項の規定により付した許可条件に違反したとき。

7 管理者は、第1項に定める場合のほか、下水を公共用水域に排除する設備と排水設備を完全に分離した排水系統とし、かつ、当該排水系統が容易に確認できる場合で公共用水域への下水の排除が特にやむを得ないと認められる場合は、法第10条第1項ただし書に規定する許可をすることがある。この場合における同項ただし書に規定する許可の申請手続については、別に定める。

(平31上下水道規程2・一部改正)

(排水設備工事の計画の確認申請)

第7条 条例第9条の規定による確認の申請は、排水設備（新設・増設・改造）計画確認申請書（様式第6号）に次の表に掲げる図書を添えて管理者に提出して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	1 申請地の境界 2 道路、建物、井戸、台所、浴室、洗濯場及び便所の位置 3 管きよの位置、材質、寸法、延長及び勾配 4 ますの位置、材質、寸法及び形状 5 従来排水施設 6 その他必要な事項

2 前項の確認に係る計画にディスポーザ排水処理システムに係るものがある場合においては、同項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該システムの設置に係る設計書
- (2) 当該システムの仕様書その他構造、性能等に関する書類
- (3) 当該システムに係る第三者機関による適合評価書その他当該システムが管理者が定める性能基準に適合することを証する書面
- (4) 当該システムの維持管理に関し、管理者が必要と認める書類

3 管理者は、必要と認める場合においては、前2項に規定する図書のほか、参考となる図書及び同意書（隣接等利害関係を有する者があると認める場合に限る。）の添付を求めることがある。

（排水設備工事の完了届等）

第8条 条例第12条の規定による届出は、排水設備工事完了届（様式第7号）を管理者に提出して行わなければならない。

2 管理者は、条例第12条の検査を受けた者に対し、排水設備検査済証票（様式第8号）を交付する。

（従来排水設備の認定）

第9条 従来排水設備を使用しようとする者が排水設備（新設・増設・改造）計画確認申請書に従来排水設備を明記して提出してきた場合において、管理者が検査し、適当と認めたときは、この規程によって施工したものとみなす。

（除害施設の設置等の特例に係る項目等）

第9条の2 条例第13条の2第3項に規定する管理者が定める項目は、同条第2項第4号から第9号までに掲げる項目とし、同条第3項に規定する管理者が定める量は、1日当たりの平均的な排除量にして50立方メートルとする。

(平25上下水道規程3・追加)

(除害施設の新設等の届出)

第10条 条例第15条第1項の規定による届出は、当該除害施設の新設等の着工日までに、除害施設(新設・増設・改造)計画届出書(様式第9号)に次の表に掲げる図書その他管理者が必要と認める図書を添えて管理者に提出して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水箇所、排水設備の位置及び縮尺
生産工程図	生産工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量、使用水量、用水源の種類及び排水量
除害施設の設計書	1 排水の時間的変動と濃度の変化 2 処理方法、処理目標及びその計算根拠 3 発生汚泥等の処理及び処分の方法 4 土木及び機械工事の設計図 5 排水処理工程図 6 工事費概算額

2 条例第15条第2項の規定による届出は、除害施設工事完了届(様式第10号)を管理者に提出して行わなければならない。

3 管理者は、次の各号に掲げる変更又は廃止をした届出者(条例第15条の規定による届出をした者をいう。次項において同じ。)に、当該各号に定める届出書を提出させるものとする。

(1) 氏名(法人にあっては、その名称又は代表者の氏名)、住所又は工場若しくは事業場の名称若しくは所在地の変更 氏名等変更届出書(様式第11号)

(2) 除害施設の使用の廃止 除害施設使用廃止届出書(様式第11号の2)

4 管理者は、届出者から除害施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は届出者に相続、合併若しくは分割があったことにより、当該除害施設に係る届出者の地位を承継した者に、承継届出書(様式第11号の3)を提出させるものとする。

(平25上下水道規程 3・令 3 上下水道規程 8・一部改正)

(使用開始等の届出を要する下水量)

第11条 条例第16条第1項に規定する管理者が定める水量は、当該公共下水道を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する1日において30立方メートルとする。

(使用開始等の届出)

第12条 条例第16条第1項の規定による届出は、公共下水道使用開始(変更)届(様式第12号)を管理者に提出して行わなければならない。

(平25上下水道規程 3・一部改正)

(水質の測定等)

第13条 条例第17条の規定による水質の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定の方法によること。
- (2) 測定の回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とすること。ただし、排水の量又は水質等を勘案して測定の回数につき別の定めをすることがある。

水質の項目	測定の回数
温度 水素イオン濃度	排水の期間中1日1回以上
生物化学的酸素要求量 浮遊物質	1月を超えない排水の期間ごとに1回以上
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機 ^{りん} 化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 ^ひ 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上

その他	1月を超えない排水の期間ごとに1回以上
-----	---------------------

(3) 測定場所は、公共下水道への排水口ごとに、公共下水道に流入する直前で、公共下水道による影響の及ばない地点で行うこと。

2 前項の水質の測定の結果は、水質測定記録表（様式第13号）に記録し、5年間保存しなければならない。

3 第1項第2号の規定は、法第12条の12の規定による水質の測定の回数について準用する。

（平25上下水道規程3・一部改正）

（除害施設管理責任者の業務）

第14条 条例第18条第1項に規定する除害施設管理責任者の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設から排除する下水の水質の測定記録及び報告に関すること。
- (3) 除害施設の破損その他事故が発生した場合の措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、除害施設に関すること。

（除害施設管理責任者の選任届）

第15条 条例第18条第2項の規定による届出は、除害施設管理責任者選任（解任）届（様式第14号）を管理者に提出して行わなければならない。

（除害施設管理責任者の資格）

第16条 条例第18条第3項に規定する除害施設管理責任者の資格は、除害施設を設置する工場又は事業場に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条に規定する公害防止管理者（水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。）の資格を有する者
- (2) 管理者が行う講習の課程を修了した者
- (3) 前2号に規定する者がいないときは、除害施設の設置者が除害施設管理責任者特認申請書（様式第15号）によって管理者に申請し、管理者が除害施設管理責任者特認書（様式第16号）によって承認した者
- (4) 簡易な処理方法による除害施設を設置する工場又は事業場で、1日当たりの平均的な汚水の量が10立方メートル未満のものにあつては、当該工場又は事業場の責任者

（平25上下水道規程3・一部改正）

(使用開始等の届出)

第17条 条例第21条各号の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書を管理者に提出して行わなければならない。

(1) 条例第21条第1号の規定による届出 次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める文書

イ 使用者が公共下水道の使用を開始しようとするとき 公共下水道使用開始届(様式第17号)

ロ 使用者が公共下水道の使用を休止し、又は廃止しようとするとき 公共下水道使用(休止・廃止)届(様式第17号の2)

ハ 使用者が公共下水道の使用を再開しようとするとき 公共下水道使用再開届(様式第17号の3)

(2) 条例第21条第2号の規定による届出 公共下水道使用者異動届(様式第18号)

(3) 条例第21条第3号の規定による届出 排水設備(共有・共用)使用届出書(様式第19号)

2 管理者は、枚方市水道事業給水条例(平成9年枚方市条例第27号。以下「給水条例」という。)第13条の規定による申込み又は給水条例第19条の規定による届出を前項各号に規定する文書の提出とみなすことがある。

(平26上下水道規程6・令2上下水道規程7・一部改正)

(水道水以外の汚水排除量の認定)

第18条 法第2条第8号の処理区域の区域内において条例第27条第2項に規定する水道水以外の水を使用して公共下水道に汚水を排除する場合の使用料については、枚方市公害防止条例(平成25年枚方市条例第67号)第25条に規定する水量測定器を設置しているときは、その採取量を汚水排除量として認定する。ただし、水量測定器の故障等により採取量が不明であるときは、前3回の平均汚水排除量又は前年同月分の汚水排除量のうち少ないものを認定する。

2 前項の水量測定器を設置していない場合において、条例第27条第2項に規定する水道水以外の水を使用して公共下水道に排除するときは、使用者の世帯人員、事態、揚水設備その他水の使用状況等の事情を参考にして汚水排除量を認定する。

(平25上下水道規程3・平26上下水道規程4・一部改正)

(汚水排除量の申告)

第19条 管理者は、汚水排除量を認定するに当たり、使用者から汚水排除量認定申告書(様

式第20号)を提出させるものとする。認定の基礎となる事項に変動が生じた場合も、また、同様とする。

- 2 管理者は、汚水排除量認定申告書の提出があったときは、これを審査し、汚水排除量を認定し、汚水排除量認定通知書(様式第21号)によって、申告をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第20条 条例第31条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者(条例第21条第1号の規定に基づき、公共下水道の使用に係る届出を行った使用者に限る。以下この条において同じ。)が給水条例第33条の規定による水道料金の減免(以下「水道料金の減免」という。)を受けた場合
 - (2) 使用水量と公共下水道に排除する汚水量との差が著しいと認めた場合
 - (3) その他管理者が特に減免する必要があると認めた場合
- 2 前項第1号の規定に該当する場合における使用料の減免の額は、次の各号に掲げる当該使用者の公共下水道に排除する汚水の量の区分に応じ、当該各号に定める額とし、当該減免の開始の時期は、水道料金の減免の例による。
 - (1) 8立方メートル以下の量 全額
 - (2) 8立方メートルを超える量 公共下水道に排除する汚水の量が8立方メートルであるときに条例第27条第1項第1号に定めるところにより算定する額に相当する額
 - 3 前項の規定にかかわらず、条例第28条第1項の規定によりその例によることとされる給水条例第27条第1項第1号に掲げる場合における前項の額は、次の各号に掲げる当該使用者の公共下水道に排除する汚水の量の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 4立方メートル以下の量 全額
 - (2) 4立方メートルを超える量 条例第27条第1項第1号アに定める基本使用料の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と公共下水道に排除する汚水の量が4立方メートルであるときの同号イの表に定める額を合算した額に相当する額
 - 4 第1項第2号及び第3号の規定に該当する場合における使用料の減免の額は、管理者が別に定める。
 - 5 使用者は、使用料の減免を受けようとするときは、水道料金の減免の申請を併せてする場合を除き、下水道使用料減免申請書(様式第22号)を管理者に提出しなければならない

い。この場合において、管理者は、当該減免の申請を行った者に対し、減免の事由の確認のために必要な書類の提出を求めることがある。

6 管理者は、前項の規定による減免の申請があったときは、減免の可否を決定し、下水道使用料減免可否決定通知書（様式第23号）によって申請者に通知するものとする。

7 水道料金の減免の申請を併せてする場合における使用料の減免の申請及びこれに対する通知の方法は、管理者が別に定める。

（平23上下水道規程16・平24上下水道規程7・平25上下水道規程3・平26上下水道規程6・令2上下水道規程9・令3上下水道規程8・一部改正）

（手数料の納付時期）

第20条の2 条例第32条第1項及び第2項に規定する手数料は、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平25上下水道規程3・追加）

（手数料の減免）

第21条 条例第32条第4項の規定により手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により保護を受けている世帯に係る事務である場合

(2) 国又は地方公共団体の施設に係る事務である場合

(3) 自治会等の公共的団体が公共の利便に供することを目的として設置した施設に係る事務である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に減免する必要があると認めた場合

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。

3 第1項第4号に該当する場合は、手数料を減額し、又は免除するものとし、減額する場合における減額の額は、管理者が別に定める。

4 条例第32条第4項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、下水道／設計審査手数料／設計手数料／工事検査手数料／減免申請書（様式第24号）を管理者に提出するものとする。

（平31上下水道規程2・一部改正）

（公共下水道付近地の掘削）

第22条 条例第33条の規定による届出は、公共下水道の付近地掘削届（様式第25号）に次

の表に掲げる図書を添えて管理者に提出して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	境界線、掘削する場所及び設置する物件と公共下水道施設との関係、方位並びに縮尺
断面図	地盤高、掘削する場所及び設置する物件と公共下水道施設との関係並びに縮尺

(行為の許可)

第23条 条例第34条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、行為許可（変更）申請書（様式第26号）に次の表に掲げる図書を添えて管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

図書の種類	明示する事項
位置図	方位、道路及び目標となる地物
土地利用計画図	予定建築物及び敷地の形状、規模、用途及び縮尺（500分の1以上とする。）
平面図	設置する物件と公共下水道施設との関係、方位及び縮尺（500分の1以上とする。）
断面図	地盤高、設置する物件と公共下水道施設との関係及び縮尺（500分の1以上とする。）
工作物詳細図	平面図、縦横断面図、構造図及び縮尺
公共用地境界確定図の写し	公共用地境界確定図の原図に記載されている事項
求積図	面積計算書、三斜図、方位及び縮尺
水量計算書	
地籍図の写し	

- 2 管理者は、隣接等利害関係を有する者があると認めるときは、行為許可（変更）申請書に当該者の同意を得た書面の添付を求めることがある。
- 3 管理者は、必要と認める場合においては、前2項に規定する図書のほか、参考となる図書の添付を求めることがある。
- 4 管理者は、第1項の規定による申請について許可をしたときは、行為許可（変更）書（様式第27号）を交付する。

- 5 前項の許可を受けた者は、その行為が完了したときは、行為完了届（様式第28号）を管理者に提出し、管理者の検査を受けなければならない。

（政令で定める軽微な行為の届出）

第24条 条例第34条第2項の規定による届出は、軽微物件設置届（様式第29号）に次の表に掲げる図書を添えて管理者に提出して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
位置図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	境界線、設置する物件と公共下水道施設との関係、方位及び縮尺
断面図	地盤高、設置する物件と公共下水道施設との関係及び縮尺
工作物構造図	平面図、断面図、構造図及び縮尺

- 2 管理者は、隣接等利害関係を有する者があると認めるときは、軽微物件設置届に当該者の同意を得た書面の添付を求めることがある。

（占用の許可の手続）

第25条 条例第36条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者は、下水道占用許可申請書（様式第30号）に次の表に掲げる図書（管理者が特に必要がないと認めるものを除く。）を添えて管理者に提出しなければならない。

図書の種類	明示する事項等
位置図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	境界線、設置する工作物と公共下水道施設又はその敷地との関係、方位及び縮尺
断面図	設置する工作物と公共下水道施設又はその敷地との関係、地盤高及び縮尺
工作物詳細図	平面図、断面図、構造図及び縮尺
公共用地境界確定図の写し	公共用地境界確定図の原図に記載されている事項
求積図	面積計算書、三斜図、方位及び縮尺
地籍図の写し	

- 2 前項の規定により提出する下水道占用許可申請書の提出部数は、2部とする。
- 3 管理者は、隣接等利害関係を有する者があると認めるときは、下水道占用許可申請書に当該者の同意を得た書面の添付を求めることがある。
- 4 管理者は、必要と認める場合においては、第1項及び前項に規定する図書のほか、参考

となる図書の添付を求めることがある。

5 管理者は、第1項の規定による申請について許可をしたときは、下水道占用許可書（様式第31号）を交付する。

6 占用の期間は、5年以内とする。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときの期間についても、また、同様とする。

7 管理者は、条例第36条第1項の規定による占用の許可に際し、公共下水道の施設又はその敷地の管理上必要な条件を付することがある。

（占用の許可の更新等の申請）

第26条 条例第36条第1項の規定による占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、当該占用の期間の満了後において引き続き当該許可を受けようとするときは、当該占用の期間が満了する日の1月前までに、下水道占用許可書の写しを添えて、下水道占用許可更新申請書（様式第32号）を管理者に提出しなければならない。

2 占有者は、下水道占用許可申請書又は下水道占用許可更新申請書に記載した事項を変更しようとするときは、下水道占用許可書の写しを添えて、下水道占用許可変更許可申請書（様式第33号）を管理者に提出しなければならない。ただし、占有者の住所又は氏名の変更等管理者が認める変更については、その旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

3 前2項の規定による申請に際し提出する申請書の提出部数及び添付する図書については、前条の規定を準用する。

（令3上下水道規程8・一部改正）

（占用の許可の廃止の届出）

第27条 占有者は、条例第36条第1項の規定による占用の許可を必要としない事由が生じたときは、下水道占用許可書の写しを添えて、管理者に下水道占用廃止届出書（様式第34号）を提出しなければならない。

（占用料の額）

第28条 条例第36条第2項に規定する占用料（以下「占用料」という。）の額は、枚方市道路占用料条例（昭和31年枚方市条例第38号）別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、通路橋又は上屋その他これらに類するものによる占用に係る占用料の額は、1年につき占用面積1平方メートル当たり1,000円とする。

（令3上下水道規程3・一部改正）

（占用料の徴収方法）

第29条 占用料は、管理者が指定する期日までに、当該許可に係る占用の期間について一

括して徴収する。ただし、当該許可に係る占用の期間が2年度以上にわたる場合における翌年度以後に係る占用料は、当該年度の初めに当該年度分を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特別の理由があると認めるときは、条例第36条第1項の規定による占用の許可を受けた者の申請に基づき、1年度分の占用料を分割して納入させることがある。

3 既納の占用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(平25上下水道規程3・一部改正)

(占用料の減免)

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することがある。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業に関し、条例第36条第1項の規定による占用の許可を行う場合
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する物件を設置する場合
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する物件を設置する場合
- (4) 街灯（アーチ型のものを除く。）を設置する場合
- (5) 空中を横断する電線（公共的団体又は電気事業者若しくは第1種電気通信事業者が設けるものに限る。）を設置する場合
- (6) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込用地下埋設管を設置する場合
- (7) 架空の各戸引込用電線を設置する場合
- (8) 私設の下水管を設置する場合
- (9) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要と認められる施設を設置する場合
- (10) カーブミラー、防犯灯、掲示板等（営利を目的としないもので、かつ、交通安全又は公衆の利便に供することを目的とするものに限る。）を設置する場合
- (11) 水路等の構造上やむを得ないと認められる出入口としての通路を設置する場合
- (12) 本市が管理する街路灯又は標識を無償で添加させる電柱を設置する場合
- (13) 難視聴対策のための架空の電線及びその電柱を設置する場合
- (14) 自治会等の公共的団体が公共の利便に供することを目的とする物件を設置する場合

合

(15) 大阪府公安委員会が管理する交通信号、標識等は無償で添加させる電柱を設置する場合

(16) 支線（条例第36条第1項の規定による占用の許可に係る柱類を引っ張るために設けるものに限る。）を設置する場合

(17) 広告物（条例第36条第1項の規定による占用の許可に係る電柱、電話柱、街灯又は消火栓標識に添加されるものに限る。）を設置する場合

(18) 公共下水道の敷地外の建物、塀その他の工作物又は物件に添加される広告物で、公共下水道の敷地内に突出するものを設置する場合

(19) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に認める工作物、物件等を設置する場合

(20) 公共下水道の敷地が道路法（昭和27年法律第180号）による道路の区域を構成する場合において、条例第36条第1項の規定による占用の許可に係る土地について枚方市道路占用料条例に基づき道路の占用料が徴収されたとき。

（占用料の減免額）

第31条 前条の規定による占用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 前条第1号から第10号まで、第12号から第14号まで又は第20号のいずれかに該当する場合 10割

(2) 前条第11号に該当する場合 当該通路のうち有効幅員4メートルに相当する部分（当該通路の有効幅員が4メートルに満たない場合にあっては、当該通路の全部）につき、10割

(3) 前条第15号又は第16号に該当する場合 5割

(4) 前条第17号又は第18号に該当する場合 3割（電柱等に巻き付けて添加されているものにあっては、6割5分）

(5) 前条第19号に該当する場合 管理者が別に定める割合

2 前項の規定により算定された占用料の減免の額に10円未満の端数が生じた場合における当該減免の額は、当該端数を切り捨てた額とする。

（占用料の減免の申請手続）

第32条 第30条の規定による占用料の減額又は免除を受けようとするものは、下水道占用料減免申請書（様式第35号）を管理者に提出するものとする。

（補則）

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(平30上下水道規程4・旧第34条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に廃止前の枚方市下水道条例施行規則の規定によってなされた申請その他の行為は、この規程の相当規定によってなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規程の施行の日前に枚方市法定外公共物の管理に関する条例（平成13年枚方市条例第33号）第4条第1項の許可を受けた者が同条例の規定による使用料を納入していた場合においては、当該納入された使用料に相当するこの規程による占用料は、納入されたものとみなす。
- 4 廃止前の枚方市下水道条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成23年9月30日上下水道規程第16号〕

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則〔平成24年3月30日上下水道規程第7号〕

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月29日上下水道規程第3号〕

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月31日上下水道規程第4号〕

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年8月1日上下水道規程第6号〕

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第17条第2項の規定は、この規程の施行の日前に行われた同項に規定する申込み及び届出についても適用する。

附 則〔平成28年3月31日上下水道規程第6号〕

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前のそれぞれの規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後のそれぞれの規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成30年3月30日上下水道規程第4号抄〕

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔平成31年3月29日上下水道規程第2号〕

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第6項及び第6条第7項の規定は、この規程の施行の日以後に行われた枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）第8条第1項第1号ただし書及び下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書に規定する許可の申請について適用し、同日前に行われた同条例第8条第1項第1号ただし書及び同法第10条第1項ただし書に規定する許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 改正前の枚方市下水道条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市下水道条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年7月3日上下水道規程第7号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程による改正前のそれぞれの規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後のそれぞれの規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年8月6日上下水道規程第9号抄〕

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年3月18日上下水道規程第3号〕

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市下水道条例施行規程（以下「新規程」という。）第28条第2項の規定は、令和3年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度の占用に係る占用料についての新規程第28条第2項の規定の適用については、同項中「1,000円」とあるのは、「860円」とする。

附 則〔令和3年4月1日上下水道規程第4号〕

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

- 2 この規程による改正前のそれぞれの規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後のそれぞれの規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和3年4月1日上下水道規程第8号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔令和6年1月19日上下水道規程第1号〕

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第6号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

代 理 人 選 定 届

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名
(電話)

次のとおり市内代理人を選定したので届け出ます。

設 置 場 所		
代 理 人	住 所	
	氏 名	
私は、代理人に就任することを承諾します。 代理人 氏名		
備考		

様式第2号(第5条関係)

排水設備接続特例許可申請書

新	継	変
規	続	更

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住 所
申請者
氏 名
(電話)

排水設備の接続について、枚方市下水道条例第8条第1項第1号ただし書に規定する許可を受けたいので、次のとおり関係図書を添えて申請します。

排 出 場 所	
放 流 水 の 種 類	
放 流 水 量	
敷 地 面 積	
理 由	
添 付 図 書	1 付近の見取図 2 配 置 図 3 縦断面図 4 水質試験表
備 考	

様式第3号(第5条関係)

排水設備接続特例許可書

新	継	変
規	続	更

年 月 日

(住所)
(氏名) 様

枚方市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備の接続については、次のとおり許可します。

排出場所	
放流水の種類	
放流量	
許可期限	年 月 日
許可に付した 条 件	

様式第4号(第6条関係)

排水設備設置義務免除許可申請書

新	継	変
規	続	更

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住 所
申請者
氏 名
(電話)

排水設備の設置義務の免除について、下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可を受けたいので、次のとおり関係図書を添えて申請します。

排 出 場 所	
放 流 水 の 種 類	
放 流 水 量	
敷 地 面 積	
放 流 先	
理 由	
添 付 図 書	1 付近の見取図 2 配 置 図 3 縦断面図 4 水質試験表
備 考	

様式第5号(第6条関係)

排水設備設置義務免除許可書

新	継	変
規	続	更

年 月 日

(住所)
(氏名) 様

枚方市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備の設置義務の免除については、次のとおり許可します。

排 出 場 所	
放流水の種類	
放 流 水 量	
放 流 先	
許 可 期 限	年 月 日
許可に付した 条 件	

様式第 6 号（第 7 条関係）

排水設備（新設・増設・改造）計画確認申請書

年 月 日

（宛先）

枚方市上下水道事業管理者

住 所

申 請 者

氏 名

（電話 ）

排水設備の設置について、枚方市下水道条例第 9 条の規定による確認を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

設 置 場 所 (工事施工場所)	枚方市									
土 地 所 有 者	住 所									
	氏 名									
建 物 所 有 者	住 所									
	氏 名									
施 工 業 者										
	排水設備工事責任技術者									
設 計 審 査 手 数 料	円	工事検査手数料	円	計	円					
給 水 口 径	ミリ × 本 ミリ × 本	受	付	補助金		融資 あつせん				
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日			くみ取り	浄化槽	単独				
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日					合併				
検 査 年 月 日	年 月 日	確	認	戸 数						
					便器数					
					納 付 書 番 号					

名 称	形状及び寸法	単位	数 量	備 考
この工事に付随して給水装置工事の施工が必要な場合は、給水装置工事を施行する枚方市水道事業指定給水装置工事事業者名を記入してください。 指定給水装置工事事業者名 （ ） ただし、排水設備工事と給水装置工事の両方の指定を受けている場合は、記入の必要はありません。				

様式第7号(第8条関係)

排水設備工事完了届

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名
(電話)

排水設備(新設・増設・改造)工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	枚方市
完 成 年 月 日	年 月 日
施 工 業 者	
備 考	

様式第8号(第8条関係)

排水設備検査済証票



様式第9号(第10条関係)

除害施設(新設・増設・改造)計画届出書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

除害施設の新設等について、枚方市下水道条例第15条第1項に規定する確認を受けたいので、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称			
工場又は事業場の 所 在 地			
計 画 の 概 要			
業 種		主 要 生 産 品 目	
作 業 時 間		※ 付 近 見 取 図	別紙のとおり
※ 配 置 図	別紙のとおり	※ 生 産 工 程 図	別紙のとおり
※除害施設設計書	別紙のとおり	排 除 汚 水 予 定 量	m ³ /日
※排除汚水の水質	別紙のとおり	処 理 水 質 項 目	
※ 排 水 系 統 図	別紙のとおり	※排水処理工程図	別紙のとおり
予 定 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		

備考 ※印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等
を利用すること。

様式第10号(第10条関係)

除 害 施 設 工 事 完 了 届

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

除害施設(新設・増設・改造)工事が完了したので、枚方市下水道条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	
工場又は事業場の 所 在 地	
計 画 届 出 の 概 要	
完 了 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
備 考	

様式第11号(第10条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

氏名(法人にあっては、その名称又は代表者の氏名)、住所又は工場若しくは事業場の名称若しくは所在地に変更があったので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		
工場又は事業場の 所 在 地		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

様式第11号の2(第10条関係)

除 害 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

除害施設の使用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地	
除 害 施 設 の 種 類	
除害施設の設置場所	別紙のとおり
使用廃止の年月日	年 月 日
使用廃止の理由	

様式第11号の3(第10条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

除害施設に係る届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称		
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地		
除 害 施 設 の 種 類		
除害施設の設置場所		別紙のとおり
承 継 の 年 月 日		年 月 日
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
承 継 の 理 由		

様式第12号(第12条関係)

公共下水道使用開始(変更)届

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

次のとおり公共下水道の使用を開始(変更)するので、枚方市下水道条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称					
工場又は事業場の 所 在 地	枚方市				
排 除 場 所	別紙のとおり			排水口数	口
排出汚水の水量、排 除 時 間 及 び 水 質	水量	月平均	立方メートル	水 質	裏面のとお
		日最大	立方メートル	排除時間	— （ 時間）
		時間最大	立方メートル		
開始(変更)年月日	年 月 日				
処 理 方 法					
特定施設の種類					

- 備考
- 1 排除場所は、別紙(工場又は事業場の平面図)で表すこと。
 - 2 排水口(公共ます)ごとの水量及び水質は、裏面に記載すること。
 - 3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。
 - 4 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる号番号及び名称を記載すること。

項目	排水口				単 位
	月量	立方メートル	立方メートル	立方メートル	
温度					度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量					ミリグラム／リットル
水素イオン濃度					水素指数
生物化学的酸素要求量					5日間ミリグラム／リットル
浮遊物質質量					ミリグラム／リットル
ノルマルヘキサン抽出物質含有量					
鉱油類含有量					ミリグラム／リットル
動植物油脂類含有量					ミリグラム／リットル
窒素含有量					ミリグラム／リットル
りん 磷含有量					ミリグラム／リットル
よう 沃素消費量					ミリグラム／リットル
カドミウム及びその化合物					ミリグラム／リットル
シアン化合物					ミリグラム／リットル
りん 有機磷化合物					ミリグラム／リットル
鉛及びその化合物					ミリグラム／リットル
六価クロム化合物					ミリグラム／リットル
ひ 砒素及びその化合物					ミリグラム／リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物					ミリグラム／リットル
アルキル水銀化合物					ミリグラム／リットル
ポリ塩化ビフェニル					ミリグラム／リットル
トリクロロエチレン					ミリグラム／リットル
テトラクロロエチレン					ミリグラム／リットル
ジクロロメタン					ミリグラム／リットル
四塩化炭素					ミリグラム／リットル
1, 2—ジクロロエタン					ミリグラム／リットル
1, 1—ジクロロエチレン					ミリグラム／リットル
シス—1, 2—ジクロロエチレン					ミリグラム／リットル
1, 1, 1—トリクロロエタン					ミリグラム／リットル
1, 1, 2—トリクロロエタン					ミリグラム／リットル
1, 3—ジクロロプロペン					ミリグラム／リットル
チウラム					ミリグラム／リットル
シマジン					ミリグラム／リットル
チオベンカルブ					ミリグラム／リットル
ベンゼン					ミリグラム／リットル
セレン及びその化合物					ミリグラム／リットル
ほう素及びその化合物					ミリグラム／リットル
ふっ素及びその化合物					ミリグラム／リットル
1, 4—ジオキサン					ミリグラム／リットル
フェノール類					ミリグラム／リットル
銅及びその化合物					ミリグラム／リットル
亜鉛及びその化合物					ミリグラム／リットル
鉄及びその化合物(溶解性)					ミリグラム／リットル
マンガン及びその化合物(溶解性)					ミリグラム／リットル
クロム及びその化合物					ミリグラム／リットル
色又は臭気					
摘要					

備考 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

様式第13号(第13条関係)

水 質 測 定 記 録 表

工場又は事業場の名称()

年 月分

排水口名()

日	曜日	採水時刻		排水量 (m ³ /日)	天候	測定項目							分析者	
		時	分			pH	BOD	COD	SS	油分				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
		最 高												
		平 均												
		最 低												

備考

- 1 排水口が2以上ある場合は、排水口ごとに分析し、記録すること。
- 2 分析を委託する場合は、分析者欄に委託先を記載すること。

記録表作成者

職 名

氏 名

様式第14号(第15条関係)

除害施設管理責任者選任(解任)届

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

除害施設管理責任者を選任(解任)したので、枚方市下水道条例第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		
工場又は事業場の 所 在 地		
選 任 を し た 者	氏 名	
	資 格	
	資 格 取 得 年 月 日	
	所 属 部 課 名	(電話)
	選 任 の 年 月 日	年 月 日
	選 任 の 理 由	
解 任 を し た 者	氏 名	
	解 任 の 年 月 日	年 月 日
	解 任 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 資格を証する書面の写しを添付すること。

様式第15号(第16条関係)

除害施設管理責任者特認申請書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

枚方市下水道条例施行規程第16条第3号に規定する除害施設管理責任者の特認を受けた
いので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の 名 称	
工場又は事業場の 所 在 地	
除害施設管理責任 者にしようとする 者の氏名	
所 属 部 課 名	(電話)
申 請 理 由	

様式第16号(第16条関係)

除 害 施 設 管 理 責 任 者 特 認 書

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった除害施設管理責任者の特認申請について
は、次のとおり特認します。

年 月 日

枚方市上下水道事業管理者 印

事業場の名称	
設置場所	
除害施設管理 責任者名	
備 考	

新 築	改 造
--------	--------

様式第17号（第17条関係）

公共下水道使用開始届

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(電話)

公共下水道の使用を開始したいので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	枚方市		
使 用 者	住所		
	氏名		
	(電話)		
利 用 水 種 別	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 両方使用		
開 始 年 月 日	年 月 日 ※無届で公共下水道に接続している場合は接続確認日とします。		
家屋の種類及び戸数	☐ 一戸建て 戸 ☐ 共同住宅 戸 ☐ 工場 ☐ 店舗 ☐ その他 ()		
水 栓 番 号			
口 径	m/m	メ ー タ ー 番 号	
備 考 (指定工事店等)			

注1 新築の場合は水道の使用開始日、改造の場合は排水設備の検査年月日、無届の場合は枚方市上下水道局が公共下水道への接続を確認した日（接続確認日）を基準として、水道料金と合わせて下水道使用料を請求させていただきます。

注2 公共下水道使用開始届を提出せず（無届）に公共下水道に接続している場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条及び第236条第1項の規定に基づき、最大5年間遡って下水道使用料をお支払いいただく必要があります。

注3 水道の利用者が複数（共同住宅等）の場合は、部屋番号・水栓番号・メーター番号を記載した利用者名簿（任意様式）を提出してください。

様式第17号の2（第17条関係）

公共下水道使用（休止・廃止）届

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住所

届出者

氏名

(電話)

公共下水道の使用を(□休止 □廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	枚方市		
使 用 者	住所		
	氏名		
	(電話)		
(休止・廃止) 年月日	年 月 日		
水 栓 番 号			
口 径	m/m	メ ー タ ー 番 号	
備 考			

注 1 水道の利用者が複数（共同住宅等）の場合は、部屋番号・水栓番号・メーター番号を記載した利用者名簿（任意様式）を提出してください。

様式第17号の3（第17条関係）

公共下水道使用再開届

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住所

届出者

氏名

(電話)

公共下水道の使用を再開したいので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	枚方市		
使 用 者	住所		
	氏名		
	(電話)		
利 用 水 種 別	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 両方使用		
再 開 年 月 日	年 月 日		
家屋の種類及び戸数	☐ 一戸建て 戸 ☐ 共同住宅 戸 ☐ 工場 ☐ 店舗 ☐ その他 ()		
水 栓 番 号			
口 径	m/m	メ ー タ ー 番 号	
備 考 (指定工事店等)			

注1 再開日を基準として、水道料金と合わせて下水道使用料を請求させていただきます。

注2 水道の利用者が複数（共同住宅等）の場合は、部屋番号・水栓番号・メーター番号を記載した利用者名簿（任意様式）を提出してください。

様式第18号(第17条関係)

公 共 下 水 道 使 用 者 異 動 届

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名
(電話)

公共下水道(使用者・代理人)に異動がありましたので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	枚方市		
水 栓 番 号			
メ ー タ ー 番 号	口径	m／m	
旧使用者 旧代理人	住 所		
	氏 名		
新使用者 新代理人	住 所		
	氏 名		
利 用 水 種 別	1 水道水 2 井戸水 3 両方使用		
異 動 年 月 日	年 月 日		
異 動 理 由			
備 考			

様式第19号(第17条関係)

排水設備(共有・共用)使用届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名
(電話)

住 所
氏 名
(電話)

排水設備を(共有・共用)使用したいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	
土 地 の 状 況	
共同する戸数	
理 由	
備考	

様式第20号(第19条関係)

汚 水 排 除 量 認 定 申 告 書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
申告者
氏名
(電話番号)

汚水排除量の認定を受けたいので、次のとおり関係図書を添えて申告します。

認 定 種 別	新規・変更・廃止		
設 置 場 所	枚方市		
営 業 の 種 類			
汚 水 の 種 類	1 汚水 2 湧水 3 その他()		
認 定 を 要 する 理 由			
使 用 水 の 種 類	1 水道水 2 井戸水 3 その他()		
揚 水 量	m ³	排 除 量	m ³
備 考			

備考 揚水量及び排除量の算出根拠を記載した資料を添付すること。

様式第21号(第19条関係)

汚 水 排 除 量 認 定 通 知 書

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

様

枚方市上下水道事業管理者

印

年 月 日付で申告のあった汚水排除量の認定について、次のとおり決定したので通知します。

設 置 場 所	枚方市
決 定 内 容	
認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第22号(第20条関係)

下 水 道 使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住所

申請者

氏名

(電話)

下水道使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	枚方市
水 栓 番 号	
認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
備 考	

様式第23号(第20条関係)

下水道使用料減免可否決定通知書

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

様

枚方市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申請のあった下水道使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

減 免 の 可 否	
設 置 場 所	枚方市
水 栓 番 号	
減 免 額	
認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
備 考	

教示

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方市を被告として(被告の代表者は、枚方市上下水道事業管理者となります。)、決定の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第24号(第21条関係)

設計審査手数料
下水道設計手数料 減免申請書
工事検査手数料

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
(電話)

設計審査手数料
下水道設計手数料 の減免を受けたいので、次のとおり申請します。
工事検査手数料

設置場所	枚方市		
水栓番号		給水口径 メータ番号	
理由			

様式第25号(第22条関係)

公共下水道の付近地掘削届

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

施 主
住 所
氏 名
(電話)
住 所
施工者
氏 名
(電話)

公共下水道の付近地を掘削したいので、次のとおり届け出ます。

掘 削 の 目 的	
掘 削 する 場 所	
工 事 期 間	
掘 削 する 距 離 及び深さ	
公 共 下 水 道 の 破 損 予 防 措 置	
添 付 図 書	1 付近の見取図 2 平面図 3 断面図
指 示 事 項	

様式第26号(第23条関係)

行為許可(変更)申請書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
(電話)
代理人 住 所
氏 名
(電話)

枚方市下水道条例第34条第1項に規定する行為(変更)の許可を受けたいので、次のとおり関係図書を添えて申請します。

設 置 場 所	枚方市				
設 置 目 的					
設 置 方 法					
造 成 面 積	㎡	有効宅地面積	㎡	計画建築戸数	戸
設 置 期 間	年	月	日から	年	月 日まで
工 事 期 間	年	月	日から	年	月 日まで
備 考					

様式第27号(第23条関係)

行為許可(變更)書

年 月 日

(住所)

(氏名)

様

枚方市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申請のあった行為許可(変更)については、次のとおり許可します。

設 置 場 所	枚方市
設 置 の 目 的	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
物 件 の 内 容	
許可に付した 条 件	

様式第28号(第23条関係)

行 為 完 了 届

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住 所

届出者

氏 名

(電話)

年 月 日付けで許可のあった行為が完了したので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	
完 成 年 月 日	
以下は記入しないでください。	
※受 付 番 号	
※検 査 年 月 日	年 月 日
※検 査 結 果	合 ・ 否
※負 担 金	済 ・ 未

様式第29号(第24条関係)

軽微物件設置届

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

住所
届出者
氏名
(電話)

下水道法施行令第16条に規定する軽微な物件を設置したいので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	
設 置 の 目 的	
設 置 期 間	
工 事 期 間	
物 件 の 内 容	
施 工 者	
備考	

様式第30号(第25条関係)

下水道占用許可申請書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

申請者
住所
氏名
(電話)

公共下水道の敷地内における占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占 用 場 所	地 番	
	種 別	
占 用 目 的		
工 作 物 等 の 名 称 及 び 数 量		
占 用 期 間		
そ の 他	設置工事等の期間	
	連 絡 先	
備考		

様式第31号(第25条関係)

下水道占用許可書

年 月 日

申請者

(住所)

(氏名)

様

枚方市上下水道事業管理者



年 月 日付で申請のあった公共下水道の施設又はその敷地の占用については、枚方市下水道条例第36条第1項の規定により許可します。

なお、枚方市下水道条例施行規程第25条第7項の規定により、別紙のとおり条件を付するので、遵守してください。

様式第32号(第26条関係)

下 水 道 占 用 許 可 更 新 申 請 書

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住所

申請者

氏名

(電話)

下水道の施設の占用許可を継続して受けたいので、枚方市下水道条例施行規程第26条の規定により次のとおり申請します。

占 用 場 所	
占 用 目 的	
工 作 物 の 名 称 及 び 数 量	
占 用 期 間	
許 可 番 号	
連 絡 先	
備考	

様式第33号(第26条関係)

下 水 道 占 用 許 可 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住所

申請者

氏名

(電話)

下水道占用許可申請書又は下水道占用許可更新申請書に記載した事項について変更したので、枚方市下水道条例施行規程第26条の規定により次のとおり申請します。

占 用 場 所	
許 可 番 号	
変 更 の 内 容	
連 絡 先	
備考	

様式第34号(第27条関係)

下水道占用廃止届出書

年 月 日

(宛先)
枚方市上下水道事業管理者

申請者住所
氏名

許可を受けた下水道占用を廃止したいので、枚方市下水道条例施行規程第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた 下水道占用	場 所	
	工 作 物 等 の 名 称 及 び 数 量	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
廃 止 の 理 由		
連 絡 先		

注意 申請者が法人である場合における住所及び氏名は、事務所の所在地並びに法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第35号(第32条関係)

年 月 日

下水道占用料減免申請書

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

下記のとおり枚方市下水道条例施行規程第32条の規定により占用料の減免を申請します。

記

- 1 申請場所
- 2 申請物件
- 3 減免申請理由

様式第1号（第2条関係）

（令3上下水道規程4・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（令3上下水道規程4・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

（令3上下水道規程4・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

（令3上下水道規程4・全改、令6上下水道規程1・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（令3上下水道規程4・一部改正）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第10条関係）

（平25上下水道規程3・全改、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（平25上下水道規程3・全改、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第11号（第10条関係）

（平25上下水道規程3・全改、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第11号の2（第10条関係）

（平25上下水道規程3・追加、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第11号の3（第10条関係）

（平25上下水道規程3・追加、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第12号（第12条関係）

（平25上下水道規程3・全改、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第13号（第13条関係）

（平25上下水道規程3・全改、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第14号（第15条関係）

（平25上下水道規程3・全改、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第15号（第16条関係）

（平25上下水道規程3・全改、令3上下水道規程4・一部改正）

様式第16号（第16条関係）

様式第17号（第17条関係）

（令 2 上下水道規程 7 ・ 全改、令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第17号の 2 （第17条関係）

（令 2 上下水道規程 7 ・ 追加、令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第17号の 3 （第17条関係）

（令 2 上下水道規程 7 ・ 追加、令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第18号（第17条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第19号（第17条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第20号（第19条関係）

（平25上下水道規程 3 ・ 全改、平31上下水道規程 2 ・ 令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第21号（第19条関係）

様式第22号（第20条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第23号（第20条関係）

（平28上下水道規程 6 ・ 一部改正）

様式第24号（第21条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第25号（第22条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第26号（第23条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第27号（第23条関係）

様式第28号（第23条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第29号（第24条関係）

（令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正）

様式第30号（第25条関係）

(令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正)

様式第31号 (第25条関係)

様式第32号 (第26条関係)

(令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正)

様式第33号 (第26条関係)

(令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正)

様式第34号 (第27条関係)

(令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正)

様式第35号 (第32条関係)

(令 3 上下水道規程 4 ・ 一部改正)